

2

小・中学校

(1) 特別支援学級等の状況について

小・中学校においては、この10年で特別支援学級に在籍する児童生徒数は約2.5倍、通級による指導を受けている児童生徒数は約2.9倍になっています(図3)。同様に特別支援学級や通級指導教室の設置が増加していること(図4)や、県教育研修センターで実施される特別支援学級の初担任を対象とした研修の受講者が毎年100名を超えている状況にあることなど、担当者の確保及び専門性の向上が課題となっています(図5)。

また、障がいの重度・重複化も見られ、例えば、知的障がいと自閉症を併せ有する子どもの場合、認知や理解の難しさに加えて、自閉症特有の意思疎通の難しさや、特定の物や行動に対するこだわりなどがあります。担当する教員は、このような子どもの教育的ニーズを分析し、意思の疎通を図りながら必要な支援を行うなど高い専門性が求められています。

今後は、特別支援学級担任や通級指導担当教員の指導力の向上を図るための新たな研修の在り方や、経験豊富で専門性のある教員が経験の少ない教員を支援する取組など、地域や障がい種別における支援体制の在り方について検討することが必要です。

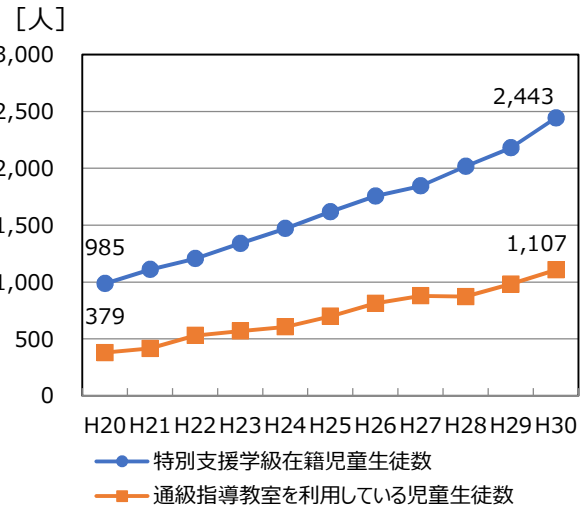


図3 特別支援学級に在籍児童生徒数及び通級による指導を受けている児童生徒数の推移

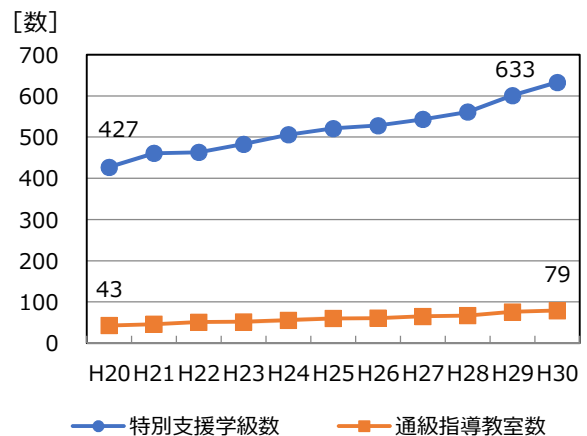


図4 特別支援学級数及び通級指導教室数の推移(小学校及び中学校)

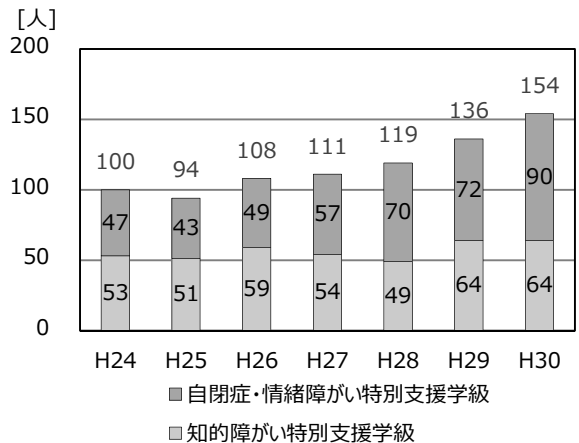


図5 特別支援学級初担任を対象とした研修の受講者数(教育研修センター)

(2) 校内支援体制について

県内の小・中学校における特別支援教育体制整備状況は、平成29年9月1日現在、「校内委員会の設置」、「実態把握の実施」、「特別支援教育コーディネーターの指名」が全ての学校において行われるなど、校内支援体制の整備が進んでいるといえます。

さらに、各学校が特別支援学校のコーディネーターや小・中学校のエリアコーディネーター等と連携した教育相談を効果的に行っています。

今回のアンケート調査における小・中学校の管理職の回答では、小・中学校の通常の学級における課題として「発達障がいのある子どもへの指導・支援」が最も多く、全体の85.7%（前回67.1%）となっています（図6）。

また、「発達障がいのある子どもの保護者との連携」や「発達障がいのない子どもへの指導」、「校内支援体制の充実」も半数以上の管理職が課題として捉えています。

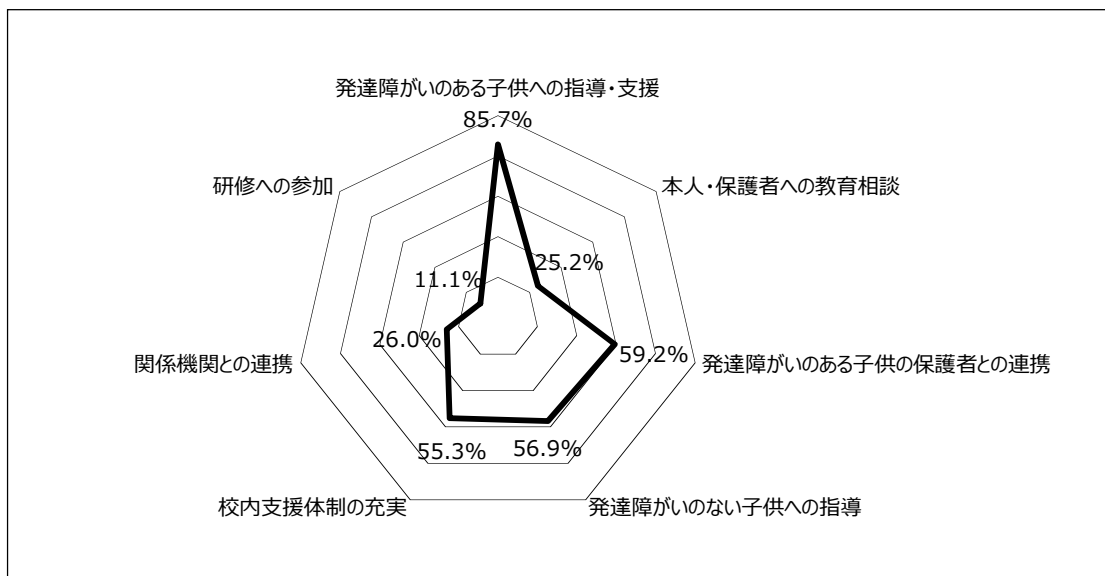


図6 特別支援教育に関するアンケート調査「通常の学級において課題と考えること」（小・中学校の管理職）

少子化の中、特別支援教育の対象となる児童生徒が増加し続けていることから、特別支援教育に関する課題解決に向けて、各学校が組織的に取り組むことが重要です。

学級担任による気付きから学年会や校内での十分な協議を行い、必要に応じて外部の専門機関と連携を図るなど、段階的な校内支援体制の整備が重要です。また、障がいのある児童生徒にとって分かりやすい授業は、障がいのない児童生徒にも分かりやすい授業であることを全ての教員が理解し、指導力の向上に努めることが必要です。

以上から、管理職による特別支援教育の視点を踏まえた学校経営が求められます。

(3) 個別の教育支援計画等の活用について

障がいのある子どもへの指導・支援の充実を図るための方策として、本県小・中学校においても個別の教育支援計画等の作成を推進してきました。

平成29年3月に告示された小・中学校の学習指導要領には、特別支援学級に在籍する児童生徒や、通級による指導を受けている児童生徒の全てに個別の教育支援計画等を作成しなければならないことが明記され、通常の学級においても作成の努力をすることが明記されました。作成した個別の教育支援計画等は、進級や進学時の資料としてとても有効なものになります。平成30年3月に告示された高等学校の学習指導要領にも同様に記載されています。

なお、通級による指導を受ける児童生徒については、指導内容等の計画は通級による指導の担当者、個別の教育支援計画等の作成は在籍学級の担任が作成することが望ましいと言えます。

本県においては、エリアサポート体制の構築が開始された平成25年度以降、個別の教育支援計画等の作成率が向上しています。（図7）

今後は、個別の教育支援計画等に合理的配慮の提供に関する記載など、切れ目ない支援体制の構築のための有効な資料として、これらの計画等を作成・活用することが重要です。

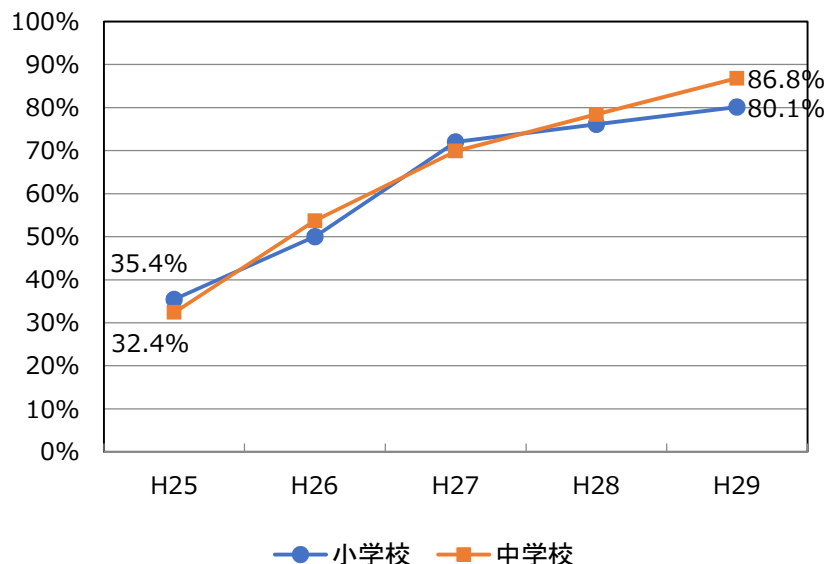


図7 個別の教育支援計画の作成割合

※ 作成割合 = (作成している学校) ÷ (学校数)

(4) 交流及び共同学習の推進について

交流及び共同学習は障がいのある子どもにとっても、障がいのない子どもにとっても、共生社会の形成に向けて、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で大きな意義がある取組です。

国においては、「心のバリアフリー学習推進会議^{※1}」が設置され、学校における「心のバリアフリー」を推進する教育を展開するための具体的な施策が協議されています。

本県では、平成29年度に小学校・中学校・高等学校・中等教育学校（以下「小・中・高等学校等」という。）を対象に、特別支援学校や特別支援学級、障がいのある人との交流及び共同学習に関するアンケート調査を実施しました。

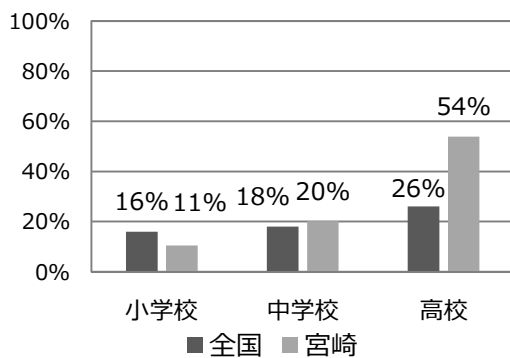


図8 特別支援学校との交流及び共同学習（平成29年度調査）

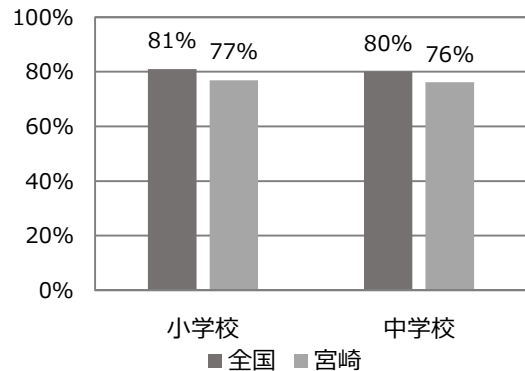


図9 特別支援学級との交流及び共同学習（平成29年度調査）

※ 特別支援学級が設置されていない学校を含む

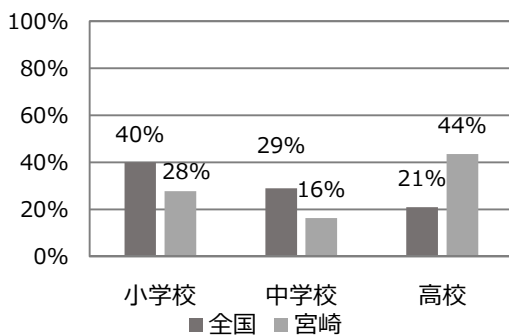


図10 障がいのある人との交流及び共同学習（平成29年度調査）

※ 上記（図8、図9）の2つの交流及び共同学習を除く

※1 心のバリアフリー学習推進会議

学校教育において「心のバリアフリー教育」を展開するため、各学校において障がいのある人との交流及び共同学習が活性化されるよう全国において自治体単位で福祉部局、教育委員会、障がいのある人やその支援等に関わる社会福祉法人等の団体間のネットワーク形成を促進する方策を検討することが明記されたことから、平成30年度以降に実施する具体的な取組を検討するための会議

本県では全ての特別支援学校が地域の小・中・高等学校等と行事や体験活動を共にする直接交流や、手紙や作品を通じた間接交流に取り組み、お互いを認め合い大切にする心を育てています。

今後も、小・中・高等学校等と特別支援学校による学校間交流のみならず、通常の学級と特別支援学級による交流や居住地校交流の充実など、交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むことが重要です。

(5) 関係機関が連携した地域支援体制の充実について

今回の「アンケート調査」において、学校での学習面や生活面で、特別支援教育の視点から支援の必要性を感じたことがあると答えた保護者のうち、小学校で53.8%、中学校で45.3%が関係機関に相談したと答えています。

また、相談先としては、小学校就学前教育・保育施設や小・中・高等学校等の教育機関のほか、児童相談所、市町村の保健センターといった福祉・保健関係機関や医療機関が多いことが分かります。

今後は、就学後の学びの場の決定及び見守りに際し、特別支援教育支援員や看護師の配置等、地域の教育、医療、保健、福祉等の関係機関が相互に連携した体制がとても大切になります。

課 題

- 教員の更なる専門性の向上
- 特別支援教育の専門性を支える研修・支援体制の充実
- 管理職による特別支援教育の視点を踏まえた学校経営の促進（新規）
- 個別の教育支援計画等の活用と合理的配慮の提供の推進
- 心のバリアフリーの推進（新規）
- 関係機関と連携した支援体制の更なる充実